

一般競争入札（事前審査型）への参加申請における 監理技術者等の取扱いについて

近年の技術者不足の状況を考慮し、西条市が発注する一般競争入札（事前審査型）（以下「一般競争入札」という。）について、配置予定技術者の取扱いを下記のとおりとします。

1 建設業法第26条第2項の規定により他工事に専任で配置されている監理技術者を配置予定技術者とする場合の取扱い

従事中である工事の竣工検査が、参加申請をしようとする一般競争入札の開札日の前日までに完了する見込みである場合は、その者を配置予定技術者とする申請を可とする。

上記による申請後、開札日の前日までに従事中工事の竣工検査が完了しないことが判明した場合は、入札に参加できなくなるため、次のとおり取り扱うこと。

(1) 電子入札の場合

- ア 入札書提出前 入札してはならず、必ず辞退すること。
- イ 入札書提出後 開札時間までに、入札取下届（様式任意）を西条市財務部契約課又は開札場所に適宜提出すること。当該取下げにより入札は**無効**として取り扱う。

(2) 紙入札の場合

- 次のいずれかにより、辞退届を提出すること。
- ア 入札日前日までに西条市財務部契約課に提出
- イ 入札日当日に入札会場で提出

2 配置予定技術者を重複申請する場合の取扱い

同一の技術者を複数工事の配置予定技術者とする申請を可とする。

他の工事を落札したことにより、配置予定技術者を配置することができなくなったときは、上記1 (1) 又は (2) の手続きを必ず行うこと。

ただし、同日に開札する複数の一般競争入札（案件が災害復旧工事であるものを除く。）において、同一の配置予定技術者を重複申請した場合は、先に落札決定した案件の落札者となったことにより、同日に開札する他の案件の配置予定技術者を配置することが出来なくなったときは、入札取下届の提出を求めないが入札は**無効**とする。

3 落札決定を保留した案件における重複申請の取扱い

落札決定が保留されている期間において、他の工事を落札したことにより、配置予定技術者を配置することができなくなったときは、入札取下届（様式任意）を西条市財務部契約課に提出すること。当該取下げにより入札は**無効**として取り扱う。

4 注意事項

辞退届または入札取下届の提出が無く、落札したにもかかわらず配置予定とした技術者等を配置できない場合は、入札参加資格停止措置を講じる可能性がありますので注意してください。

西条市財務部契約課

工事契約係 0897-52-1235（直通）

参考様式

入 札 取 下 届

工 事 番 号 第 号

工 事 名

上記の一般競争入札について、都合により入札を取り下げいたします。

(理 由)

配置予定とした技術者等を配置できないため。

年 月 日

西条市長

殿

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

※代表者印を省略する場合

担当者職氏名：

連絡先：